

しょうがい ひと じぶん く じょうれい
障 害 の ある 人 が 自 分 ら し く 暮 ら せ る ま ち 条 例

れい わ ご ね ん じ ゅ う い ち が つ む い か じ ゅ う れ い だ い さ ん じ ゅ う き ゅ う ご う
令 和 五 年 十 一 月 六 日 条 例 第 三 十 九 号

すべ ひと しょうがい う む じぶん い けんり う も
全 体 の 人 は、 障 害 の 有 無 に か か わ ら ず、 自 分 ら し く 生 き る 権 利 を 生 ま れ な が ら に 持 っ て
おり、 け が え の な い 存 在 で す。 我 が 国 で は、 障 害 者 の 権 利 に 関 す る 条 約 の 採 択 を き っ か
け に、 障 害 の ある 人 の 人 権 を 守 る た め の 法 律 が 整 え ら れ て き ま し た。

しょうがい ひと いま にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ぼめん たてもの せつび
し かし、 障 害 の ある 人 は、 今 な お、 日 常 生 活 や 社 会 生 活 の あ ら ゆ る 場 面 で、 建 物 や 設 備、
せいど りょう ふべん かん へんけん むかんしん しょうがい さべつ くる
制 度 の 利 用 に 不 便 を 感 じ た り、 偏 見、 無 関 心 な ど、 障 害 に よ る 差 別 に 苦 し ん だ り し て い ま
す。 ま た、 十 分 な 理 解 や 尊 重 が な い た め に、 自 分 の 思 う よ う な 生 活 が で き な い な ど、 様 々
な 生 き づ ら さ を 感 じ な が ら 暮 ら し て い る 人 が い ま す。

い しんしん きのう しょうがい しゃかい さまざま しょうへき
こ れ ら の 生 き づ ら さ は、 心 身 の 機 能 の 障 害 の み な ら ず、 社 会 に お け る 様 々 な 障 壁 に よ っ
つく だ じょうきょう か だれ ちいき いちいん
て 作 り 出 さ れ て い ま す。 こ の よ う な 状 況 を 変 え て い く た め に は、 誰 も が 地 域 の 一 員 と し て、
しょうがい たい ただ りかい しょうがい ひと たちば た しょうへき と のぞ
障 害 に 対 す る 正 し い 理 解 を 深 め、 障 害 の ある 人 の 立 場 に 立 っ て、 こ の 障 壁 を 取 り 除 い て
い か な け れ ば な り ま せ ん。

しょうがい ひと にちじょうてき しえん なや くる かか こりつ かぞく
そ し て、 障 害 の ある 人 を 日 常 的 に 支 援 し、 悩 み や 苦 し み を 抱 え 孤 立 し て い る 家 族 な ど の
しえん ひつよう しょうがい ひと さべつ かいしょう ひとり けんり そんちょう のうりよく
支 援 も 必 要 で す。 障 害 の ある 人 へ の 差 別 を 解 消 し、 一 人 一 人 の 権 利 が 尊 重 さ れ、 能 力
じゅうぶん はつき しゃかい すべ ひと く しゃかい
が 十 分 に 発 揮 さ れ る 社 会 は、 全 体 の 人 に と っ て、 暮 ら し や す い 社 会 に な り ま す。

えどがわく しょうがいしゃ けんり かん じょうやく い めざ じょうれい かんが
江 戸 川 区 は、 障 害 者 の 権 利 に 関 す る 条 約、 と も に 生 き る ま ち を 目 指 す 条 例 な ど の 考 え
く に こくさいしゃかい こおう しょうがい う む わ へだ だれ
を も と に、 国 や 国 際 社 会 と も 呼 応 し、 障 害 の 有 無 に よ っ て 分 け 隔 て ら れ る こ と な く、 誰 も

あんしん　じぶん　く　じつげん　めざ　じょうれい　さだ
が安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を定めます。

(目的)

だいいちじょう　じょうれい　しょうがいおよ　しょうがい　ひと　たい　りかい　そくしん　しょうがい　りゆう
第一条　この条例は、障害及び障害のある人に対する理解を促進し、障害を理由とす
る差別を解消するための施策について、基本理念を定め、江戸川区（以下「区」という。）

およ　じぎょうしゃ　せきむなら　くみんとう　やくわり　あき　しゃかいてきしょうへき　と　のぞ
及び事業者の責務並びに区民等の役割を明らかにすることにより、社会的障壁を取り除
き、もって、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく
暮らせるまちを総合的かつ計画的に実現することを目的とする。

(定義)

だいにじょう　じょうれい　つぎ　かくごう　かか　ようご　い　ぎ　とうがいかくごう　さだ
第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める
ところによる。

いち　しょうがい　ひと　しんたいしょうがい　ちてきしょうがい　せいしんしょうがい　はったつしょうがい　ふく　なんびょう　た
一　障害のある人　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他
の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁
により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける等の生きづらさを抱えて
いる状態にあるものをいう。

に　くみんとう　えどがわくない　いか　く　ない　す　また　く　ない　はたら　も　まな
二　区民等　江戸川区区内（以下「区内」という。）に住み、又は区内で働き、若しくは学
ぶ者その他区内で活動する者をいう。

さん　じぎょうしゃ　く　ない　じぎょうかつどう　おこな　ほうじん　だんたいおよ　こじん
三　事業者　区内において事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

よん　しゃかいてきしょうへき　しょうがい　ひと　にちじょうせいかつまた　しゃかいせいかつ　いと　な　う　え　しょうへき
四　社会的障壁　障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁とな
るような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

五 合理的配慮 障害のある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び

基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び

調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は

過度の負担を課さないものをいう。

六 意思決定支援 障害のある人が自ら意思を決定すること（以下「自己決定」という。）

が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活又は社会生活を

送ることができるよう、自己決定を支援することをいう。

（基本理念）

第三条 障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組は、次に掲

げる事項を最大限尊重して推進するものとする。

一 障害のある人において、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜら

れ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

二 障害のある人において、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑に意思決定支援

を受けられること。

三 障害のある人が、障害を理由とする差別によって、その権利利益が侵害されないこ

と。

四 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる

分野の活動に参加する機会が確保されること。

五 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らすことができること。

六 区、区民等及び事業者が連携し、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力及び個性を発揮できること。

七 障害のある人において、その性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされること。

八 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられること。

九 障害のある人が、可能な限り、言語（手話等を含む。以下同じ。）その他の意思疎通のための手段（点字、拡大文字、筆談、音声読み上げ、平易な言葉その他意思疎通に困難がある人において意思疎通をしやすくするためのあらゆる手段を含む。以下同じ。）についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること。

十 障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされること。

（区の責務）

第四条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施する。

2 区は、区民等、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、協力し

しょうがい ひと あんしん じぶん く すいしん
て 障 害 の ある 人 が 安 心 し て 自 分 ら し く 暮 ら せ る ま ち を 推 進 す る。

くみんとう やくわり
(区民等の役割)

だいがじょう くみんとう しょうがいおよ しょうがい ひと たい りかい ふか かてい しょくば がっこう ちいき
第五 条 区 民 等 は、 障 害 及 び 障 害 の ある 人 に 対 す る 理 解 を 深 め、 家 庭、 職 場、 学 校、 地 域

とう かつどう しょうがい ひと あんしん じぶん く はいりよ つと
等 の 活 動 に お い て、 障 害 の ある 人 が 安 心 し て 自 分 ら し く 暮 ら せ る よ う 配 慮 に 努 め る。

くみんとう く じっし しょうがい ひと あんしん じぶん く じつげん
2 区 民 等 は、 区 が 実 施 す る 障 害 の ある 人 が 安 心 し て 自 分 ら し く 暮 ら せ る ま ち を 実 現 す る

しさく きょうりよく つと
た め の 施 策 に 協 力 す る よ う 努 め る。

じぎょうしゃ せきむ
(事業者の責務)

だいろくじょう じぎょうしゃ しょうがいおよ しょうがい ひと たい りかい ふか かてい しょくば がっこう ちいきとう
第六 条 事 業 者 は、 障 害 及 び 障 害 の ある 人 に 対 す る 理 解 を 深 め、 家 庭、 職 場、 学 校、 地 域 等

かつどう しょうがい ひと あんしん じぶん く はいりよ つと
に お け る 活 動 に お い て、 障 害 の ある 人 が 安 心 し て 自 分 ら し く 暮 ら せ る よ う 配 慮 に 努 め る。

じぎょうしゃ く じっし しょうがい ひと じぶん く じつげん
2 事 業 者 は、 区 が 実 施 す る 障 害 の ある 人 が 安 心 し て 自 分 ら し く 暮 ら せ る ま ち を 実 現 す る

しさく きょうりよく つと
た め の 施 策 に 協 力 す る よ う 努 め る。

さべつ きんしとう
(差別の禁止等)

だいななじょう なんびと しょうがい ひと たい しょうがい りゆう さべつとう た けんりりえき
第七 条 何 人 も、 障 害 の ある 人 に 対 し て、 障 害 を 理 由 と す る 差 別 等 そ の 他 の 権 利 利 益 を

しんがい こうい
侵 害 す る 行 為 を し て は な ら な い。

く およ じぎょうしゃ じ む ま た じぎょう おこな あ しょうがい ひと げん
2 区 及 び 事 業 者 は、 そ の 事 務 又 は 事 業 を 行 う に 当 た り、 障 害 の ある 人 か ら 現 に

しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう むね い し ひょうめい ばあい じっし
社 会 的 障 壁 の 除 去 を 必 要 と し て い る 旨 の 意 思 の 表 明 が あ っ た 場 合 に お い て、 そ の 実 施 に

ともな ふたん かじゆう しょうがい ひと けんりりえき しんがい
伴 う 負 担 が 過 重 で な い と き は、 障 害 の ある 人 の 権 利 利 益 を 侵 害 す る こ と と な ら な い よ う、

とうがいしょうがい ひと せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし
当 該 障 害 の ある 人 の 性 別、 年 齢 及 び 障 害 の 状 態 に 応 じ て、 社 会 的 障 壁 の 除 去 の 実 施 に

ひつよう ごうりてきはいりよ
ついて必要な合理的配慮をしなければならない。

すいしんしさく
(推進施策)

だいはちじょう く じょうれい もくてき じつげん つぎ かか しさく そうごうてき けいかくてき おこな
第八条 区は、この条例の目的を実現するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に行
う。

いち しょうがい ひと ひと きほんてきじんけん きょうゆう こじん そんげん おも
一 障害のある人が、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、そ
の尊厳にふさわしい生活が保障されるための施策

に しょうがい ひと じぶん およ じこけつてい そんちよう えんかつ いしけつていしえん う
二 障害のある人が、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑な意思決定支援を受け
られるための施策

さん しょうがい りゆう さべつかいしやう む しさく
三 障害を理由とする差別解消に向けた施策

よん しょうがい ひと ちいきしやかい こうせい いちいん しやかい けいざい ぶんか た
四 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる
分野の活動に参加する機会が提供されるための施策

ご しょうがい ひと かのう かぎ みずか きぼう ばしょ あんしん じぶん く
五 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らせ
る環境を整備するための施策

ろく く くみんとうおよ じぎやうしや れんけい しょうがい ひと しょうがい とくせいおよ せいかつ じつたい
六 区、区民等及び事業者が連携し、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態
に応じて、個人の能力及び個性を發揮できる環境を実現するための施策

しち しょうがい ひと せいべつ ねんれい じやうたいとう おう てきせつ はいりよ
七 障害のある人において、その性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされるた
めの施策

はち しょうがい ひと しょうがい ひと そうご りかい たようせい みと あ じぶん
八 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくい

られる社会の推進のための施策

九 障害のある人が、可能な限り、言語その他の意思疎通のための手段についての選択

の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会

の拡大が図られるための施策

十 障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切

な配慮がなされるための施策

(施策推進に当たっての意見の聴取)

第九条 区は、前条の施策の推進に当たっては、障害のある人、家族等、支援に当たる

関係者その他区民等の意見を聴取し、施策に反映するよう努めることとする。

(災害対応における配慮)

第十条 区は、区民等及び事業者と協力し、災害等への対応(災害発生に備えた平常時

の対策を含む。)において、障害のある人の特性に十分配慮する。

(変化への対応)

第十一条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応

じて、この条例の内容を見直すこととする。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、江戸川区長

が別に定める。

ふそく
付則

じょうれい こうふ ひ しこう
この条 例は、公 布の 日 から 施 行する。